

(別添1)

平成20年11月28日

関東運輸局プレスリリース

<問い合わせ先>

関東運輸局自動車運送事業安全監理室(旅客担当)

担当 香田・川村

電話 045-211-7271

<配布先> 横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、  
関東運輸局記者会(ハタ等専門紙)

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)に対する道路運送法違反に係る行政処分について

関東運輸局では、道路運送法第10条(運賃又は料金の割戻しの禁止)に抵触する疑いのある事業者に対し、呼出調査を実施した結果、下記の事業者が、旅客に対し収受した運賃・料金を割戻していた事実が確認できたため、本日付で行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

事業者の氏名 又は名称	事業者の所在地	行政処分の内容	事業者点数
稲葉 節男	東京都江戸川区	輸送施設の使用停止(20日車)	2
海老岡 守	東京都足立区	輸送施設の使用停止(20日車)	2
大森 稔夫	東京都葛飾区	輸送施設の使用停止(20日車)	2
奥崎 与志一	東京都足立区	輸送施設の使用停止(40日車)	4
柴田 正則	東京都北区	輸送施設の使用停止(20日車)	2
高木 隆次	東京都足立区	輸送施設の使用停止(20日車)	2
鶴田 茂己	東京都板橋区	輸送施設の使用停止(20日車)	2
富田 昌典	東京都三鷹市	輸送施設の使用停止(20日車)	2
榎野 実	東京都足立区	輸送施設の使用停止(20日車)	2
山本 鎮男	東京都杉並区	輸送施設の使用停止(20日車)	2
若狭 勇	東京都足立区	輸送施設の使用停止(20日車)	2